

指 示 第 1 号

令和4年1月12日

大阪拘置所長 高 橋 昌 博

当所の無料洗濯について

標記について、下記のとおり定め、令和3年1月13日(木)から実施する。
 なお、令和3年8月20日付け当職指示第73号「当所の無料洗濯について」は、廃止する。

記

1 実施日

平日(休庁日及び矯正指導日は実施しない。)とし、年末年始等休庁日が連続する場合については別途指示する。

2 対象品目及び実施点数

(1) 未決拘禁者及び死刑確定者について、下表のとおりとする。

受付日	品目	点数
平日	衣類(私物枕カバー、私物座布団カバー及びタオルを含む。)	1人3点まで

(2) 自所執行受刑者(男子)について、下表のとおりとする。

		夏期処遇以外の期間		夏期処遇期間	
		作業衣	居室衣	作業衣	居室衣
上着類	上衣	7日に1回	10日に1回	3日に1回	7日に1回
	ズボン	7日に1回	10日に1回	3日に1回	7日に1回
	襟なしシャツ	7日に1回	10日に1回	1日に1回	
	パジャマ		7日に1回		7日に1回
下着類	パンツ	1日に1回	1日に1回	1日に1回	1日に1回
	ランニング			1日に1回	1日に1回
	丸首シャツ	1日に1回	1日に1回		
	メリヤスシャツ	3日に1回	3日に1回		
	パッチ	3日に1回	3日に1回		
	七分パッチ	3日に1回	3日に1回		
	くつ下	1日に1回	1日に1回	1日に1回	1日に1回

	敷布類		10日に1回		7日に1回
他	保清衣	7日に1回		3日に1回	
	座布団カバー (私物のみ)	概ね1か月に1回		概ね1か月に1回	

(3) 自所執行受刑者(女子)について、下表のとおりとする。

		夏期処遇以外の期間		夏期処遇期間	
		作業衣	居室衣	作業衣	居室衣
上着類	上衣	7日に1回	10日に1回	1日に1回	7日に1回
	ズボン	7日に1回	10日に1回	1日に1回	7日に1回
	パジャマ		7日に1回		7日に1回
	ワンピース				7日に1回
下着類	メリヤスシャツ	3日に1回	3日に1回		
	七分袖シャツ	3日に1回	3日に1回		
	半袖シャツ	3日に1回	3日に1回	1日に1回 (スリッパといずれか)	
	スリッパ			1日に1回 (半袖シャツといずれか)	
	メリヤスパッチ	3日に1回	3日に1回		
	パッチ	3日に1回	3日に1回		
	タイツ	3日に1回	3日に1回		
	三分パッチ	3日に1回	3日に1回	1日に1回	1日に1回
	ブラジャー	1日に1回	1日に1回	1日に1回	1日に1回
	ショーツ	1日に1回	1日に1回	1日に1回	1日に1回
くつ下	1日に1回	1日に1回	1日に1回	1日に1回	
他	保清衣	7日に1回		3日に1回	
	座布団カバー (私物のみ)	概ね1か月に1回		概ね1か月に1回	

(4) 移送待受刑者等について、下表のとおりとする。

		夏期処遇以外の期間	夏期処遇期間
上着類	上衣	10日に1回	7日に1回
	ズボン	10日に1回	7日に1回
	襟なしシャツ	10日に1回	
	パジャマ	7日に1回	7日に1回
下着類	パンツ	1日に1回	1日に1回
	ランニング		1日に1回
	丸首シャツ	1日に1回	
	メリヤスシャツ	入浴該当日	
	パッチ	入浴該当日	

	7分パッチ	入浴該当日	
	くつ下	1日に1回	1日に1回
他	敷布類 (枕カバー, 襟布を含む)	10日に1回	7日に1回
	座布団カバー (私物のみ)	概ね1か月に1回	概ね1か月に1回

(5) 休養患者について、下表のとおりとする。

	6月から10月	11月から5月
病衣 (パジャマ)	3日に1回	7日に1回
敷布	5日に1回	7日に1回
襟布	7日に1回	10日に1回
枕カバー	7日に1回	10日に1回
掛布団カバー	15日に1回	20日に1回
敷布団カバー	15日に1回	20日に1回
マットカバー	3か月に1回	3か月に1回

3 実施方法

(1) A・B・C棟 [] の方法

洗濯実施日の午前中、被収容者に居室備付けの洗濯札（居室名を記載）を、洗濯物に取り付けさせて提出させる。

提出した洗濯物は、担当職員が別紙のメモ様式1及び2の洗濯受付用紙に点数を記載し、品目及び点数の確認を行った上、洗濯かごに入れて回収した後、各居室棟の洗濯室において洗濯を実施する。

洗濯終了後、素材がアクリル化学繊維（いわゆるヒートテック）を除く下着（Tシャツ及びタオルを含む。）については洗濯工場に回送して乾燥を実施し、その他の衣類については各居室棟において乾燥を実施し、翌日、当該被収容者に洗濯物を返納する。

なお、洗濯物の分量等により、各居室棟において下着の乾燥を実施できる場合は、実施して差支えないものとする。

(2) D・E棟 [] の方法

洗濯実施日の午前中、被収容者に居室備付けの洗濯札（居室名を記載）を、洗濯物に取り付けさせて提出させる。

提出した洗濯物は、担当職員が別紙のメモ様式1及び2の洗濯受付用紙に点数を記載し、品目及び点数の確認を行った上、洗濯かごに入れて回収した後、各居室棟において洗濯及び乾燥を実施し、翌日、当該被収容者に

洗濯物を返納する。

(3) 自所執行受刑者の方法

洗濯実施日の入室時、単独室収容中の者については、洗濯ひも（80センチメートル程度で居室名を記載したもの）を、洗濯物に取り付けさせて、洗濯かごに提出させる。また、共同室収容中の者については、各居室に配布した洗濯ネットに洗濯物を入れさせて回収し、洗濯工場にて洗濯及び乾燥実施後、同日の午後、当該被収容者に洗濯物を返納する。ただし、自弁の下着のうち、アクリル化学繊維（いわゆるヒートテック）及び自弁靴下（洗濯乾燥に関するタグがなく、素材が不明のため）については、同工場での洗濯後、ABC棟 [REDACTED] において乾燥する。

なお、女子の自所執行受刑者については、下着類は各居室棟で行い、その他の衣類は洗濯工場で実施する。

(4) 移送待受刑者等の方法

洗濯実施日の午前中、被収容者に各居室に配布した洗濯ネットに洗濯物を入れさせて同洗濯ネットを提出させ、洗濯ネットを洗濯かごに入れた上、洗濯工場にて洗濯及び乾燥実施後、同日の午後、当該被収容者に洗濯物を返納する。

4 出願方法

収容開始の際、無料洗濯の取扱いについて説明し、希望者に対しては、「無料洗濯願」（別紙1）を提出させる。

5 未決拘禁者の特別無料洗濯

(1) 実施対象

- ア 血液、嘔吐物、失禁等で汚損し、速やかに洗濯する必要がある場合
- イ 入所時に携入した衣類に関して汚損や異臭があり、保管私物として所持させることが衛生上不適当である場合
- ウ 不有金者で、かつ、洗濯等のため宅下げなどを行う者がいない場合等、特に必要と認められる場合

(2) 出願方法

小願箋に出願理由を記載させた上、「特別洗濯願」を提出させる。

(3) 取扱方法

- ア 各棟担当職員は、上記2の願箋及び対象物品を処遇主任に回付する。
- イ 処遇主任等は、出願理由及び汚損等の状況を確認し、特別洗濯の可否及び居室内でつまみ洗い程度の洗濯を認めるか、通常の洗濯方法で実施

するかを判断する。

6 受刑者等の特別無料洗濯

- (1) 実施対象は、作業等で汚損状態が著しい等の理由で洗濯実施日以外の日
に洗濯をすることが必要であると認めた場合に限る。
- (2) 出願は特別洗濯伺簿（別紙 3）により、第三区長に回付し、決裁を受け
た後、洗濯工場に洗濯を依頼するものとする。

7 洗濯機及び除湿器の取扱い

- (1) 洗濯物を汚損しないよう、洗濯機の水槽内は定期的に清掃する。
- (2) 午後 5 時から翌朝起床時までの間、原則として洗濯機及び除湿器は作動
させない。
- (3) 事故防止のため、居室衛生係に次の事項を遵守させる。
 - ア 濡れた手でコンセントを触らないこと。また、コンセントに水が掛か
った場合は触れずに職員に申し出ること。
 - イ 操作前には、必ずアースを確認すること。
 - ウ 洗濯機のふたは、洗濯機が止まったことを確認した後、開けること。

8 その他

- (1) 洗濯物の回収及び配布の際は、必ず点数確認を行うこと。
- (2) 洗濯工場における敷布等の洗濯については、洗濯計画表（別紙 2・1 及び
同 2）に基づき実施する。
- (3) 矯正指導日の翌日（矯正指導日の翌日が休日の場合は、直近の平日）に、
各日の無料洗濯の点数に加え、洗濯物 1 点を追加することを認める。
- (4) 基本的に、すべての洗濯衣類の選定については、本人の任意とするが、
変形等のおそれや色落ちするもの、又は洗濯する上で支障があると認めら
れる衣類については、洗濯を認めない。
- (5) 洗濯物返納時に、半乾き状態など完全乾燥されていない場合には、次回
の洗濯物回収時に当日の洗濯物 1 点として、再度、乾燥のみで提出するこ
とを認める。

無 料 洗 濯 願

私は、当所に在所中、下記事項を承諾の上、無料洗濯を希望します。

記

- 1 洗濯は、定められた種類、数量に限定されることに、異存ありません。
- 2 洗濯及び乾燥の過程で、衣類が破損、汚損、変形、伸縮、劣化、生地変色などにより着用できない状態となっても異存ありません。

(注) A・B・C棟における下着の乾燥は、乾燥機で行います。

令和 年 月 日

大阪拘置所長 殿

称呼番号 第 番

氏名 (姓)

別紙2-1

首席	次席	統括	主任	監督	係

未決拘禁者等洗濯計画表										令和 年 月	
										D E 棟 (敷布類交換)	
	A 棟			B 棟			C 棟			敷布類 3 点	敷布類 4 点
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											

A B C 棟被収容者の下着 (Tシャツ, タオル及び靴下を含む。) 乾燥については, 平日 1 人合計 3 点までとする。

- 記号の説明
- 敷布類 3 点 (敷布, 枕カバー, 襟布) の交換日
 - ◎ 敷布類 4 点 (敷布, 枕カバー, 襟布, 座布団カバー) の交換日

別紙2-2

首席	次席	統括	主任	監督	係

受刑者洗濯計画表		令和 年 月		
	自所執行受刑者		移送待・余罪受刑者等	女区
	工場	居室	居室	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

記号の説明

- 敷布類3点 (敷布, 襟布, 枕カバー)
- ◎ 敷布類4点 (敷布, 襟布, 枕カバー, 座布団カバー)
- A パンツ, シャツ (半袖), 靴下, ハンカチ, タオル(工場)
- B 上衣, ズボン, 襟なしシャツ, チョッキ (全工場, 居室)
- C 上衣, ズボン, 襟なしシャツ, チョッキ (宮繕・新訓・内掃・物品・運搬・洗濯洗い場及びアイロン作業・新棟衛生), 理髪保清衣
- D メリヤスシャツ, パッチ
- E パジャマ F 保清衣 G 座布団カバー (私物)
- H タオル(居室) I 帽子 J 腕章

